

●この一般質問の内容は、会議録（反訳文）に基づいて各議員が質問の一部をまとめ、本委員会が最終確認・編集をしたものです。
●各議員の氏名横のQRコードからその議員の一般質問の動画をご覧いただけます。



いじゆ さとる 伊集 悟 議員

■増える不登校の対応、学習の保障体制の拡充を！

問 廃止された登校支援員の復活を望む声は多い。教育相談員やSC、SSW*が対応しているが、人員不足や悩み相談の予約が取れないなど、支援不足の声がある。体制強化の予算は求めているか。

教育長 現実としてSC、SSWは十分に対応できていない。限られた中で支援体制の構築をしなくてはならない。予算枠は財政課と調整し、体制は福祉部とどう連携を図るか調査研究したい。

問 教育機会確保法の施行後、必ずしも学校復帰を目標としない、休養の必要性など不登校の対応は大きく変化。町全体でこの課題に取り組むため保護者や地域へ啓発が必要では。

教育総務課主幹 不登校の子供達はいずれ社会につながって生きていく。不登校イコール悪ではないことを町全体に周知できるように努めたい。

問 休んでいる子供達と学校とのつながりは大事。配布されたタブレットを担任や学校関係者との

コミュニケーションツールとして使えないか。

教育総務課主幹 担任や他の先生とつながることもでき、子供達に学校の雰囲気を与えるなど、登校支援のきっかけとしても非常に有効である。

問 そろそろ休んでいる子供が学校以外で学ぶ場所を検討する時期ではないか。

教育総務課主幹 学校外での学びの場所は非常に必要だと感じる。財政的な問題もあり、今後の検討課題としたい。

■放課後の居場所保障と学校との連携強化を！

問 現在、2学童が無補助で厳しい赤字経営で継続できるかぎりぎ

りとのこと。次年度は補助できるのか。

こども課長 厳しいと理解している。次年度の予算編成計画で拡充、補助対象施設を増やせるよう、予算折衝で説明したい。

問 学童と学校の連携強化について、学童連から具体的な提案があれば対応可能か。

教育総務課主幹 大事なことなので、学童連から要請があれば適切に対応したい。

その他の質問

- IGAスクール・デジタル教材活用
- コミュニティ・スクール導入進捗
- 子宮類がんワクチンの接種動向再開

*SC（スクール・カウンセラー）
SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）

でビジョン報告素案が示された。報告は跡地利用に関する基本的な考え方を定めるもので、具体的な利用方法や方向性に言及はない。

■道路行政について

問 オキコ側から坂田ハイツに入る道路及び歩道に毎日水が流

れて危険な状態。対策が必要だと思

建設部長 中部土木事務所が早急に原因を特定し、町と協力し対処したいとのこと。

その他の質問
○後期高齢者医療制度について

教育部長 以前は消滅時効2ヶ年（現在は5ヶ年）。納付が前提であり、分納等を提案している。それでも厳しい分を放棄している。

問 議会に諮る。質疑を受ける。それでこそと思うが。

副町長 債権放棄案件数700件余、膨大な負担を軽減するために地方自治法では条例で定めた場合は議決を要しない旨うたっていると思う。

■新年度予算について

問 (1) 現時点の予算編成状況は。(2) 重要課題項目は。(3) 現時点の乖離状況と最終的な乖離見通しは。

総務部長 (1) 11月下旬まで第一次査定を実施した。(2) 社会福祉費の増額、また西地区土地区画整理

事業、行政デジタル化に係る経費、教育施設の修繕費、南部広域行政組合等負担金の増額への対応がある。(3) 10月末時点4億5千万円。一次査定後で5億5千万円程度を想定。最終的な見込みは現時点では困難。

■新型コロナウイルスについて

問 (1) 新型コロナウイルスワクチンの二回目接種状況は。

(2) 未接種者への今後の対応は。

(3) 三回目接種に向けての対応は。
福祉部長 (1) 11月28日現在2万5,222名、接種率は71.14%。(2) 令和4年9月30日まで延長し、引き続き町内医療機関の接種体制を整える。(3) 12月より町内医療機関



みやざと よしお 宮里 芳男 議員

ほどの程度進んでいるか。

建設部長 (1) (3) 民間活用し

土地区画整理組合事業の業務代行方式で検討中。(2) 令和5年1月末までに坂田の大型店の撤去予定。棚原上原地区は沿道利用型施設用地及び中低層住居専用地域であり、今後地域と意見交換を進めたい。

町長 (4) 9月2日に第4回会議

力や調査を経ての結論であり、現時点では規定通り報告で対応したい。

問 どのような審議がなされているか。

企画財政課長 徴収努力をしても徴収できない場合は各課が判断し、債権処理庁内委員会で確認、議会に報告となる。

■実態把握もせず、「2ヶ年間徴収に当たっていたのか。」

問 学校給食費632件、約230万円、放棄した事由が生活困窮の為回収できず時効満了とあるが、最初から分からなかったのか。就学援助とか打つ手もあったのでは。



ぎま のぶこ 儀間 信子 議員

■債権放棄は「議会の議決事項とするべきでは。」

問 本町では西原町債権管理条例に基づき、放棄した債権を定例会に報告をしている。令和2年度に放棄した債権数710件、額370万円。行政のチェック機能である議会は、一方的に報告を受けるだけで、放

棄し不納欠損処分に至った経緯や自身等は聞くすべはない。それは債権管理条例が議会の議決に基づいて制定され、町に委任したことになるためだ。しかし、予算は議会の議決なしには執行することはできない。それと等しく放棄し、不納欠損処分にするということ自体、重要な事だ。私はこの条例を否定する訳ではない。必要不可欠な条例だと認識している。ただ、今日、町長の決裁で放棄した後に事後報告というのはいかがなものか。本条例を一部改正し、議決事項とすべきだと思つが。

町長 本条例中、放棄については、生活困窮者や破産手続により責任を免れた方、消滅時効が満了した方を対象としている。相応の徴収努



▲西原町例規集

●この一般質問の内容は、会議録（反訳文）に基づいて各議員が質問の一部をまとめ、本委員会が最終確認・編集をしたものです。
●各議員の氏名横のQRコードからその議員の一般質問の動画をご覧いただけます。